

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 明和

- 1 日 時 平成28年6月24日(金) 午前10時58分から
午後 2時03分まで
- 2 場 所
第3委員会室
- 3 出席した委員の氏名
衛藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、
森誠一
- 4 欠席した委員の氏名
な し
- 5 出席した委員外議員の氏名
堤栄三
- 6 出席した執行部関係の職・氏名
福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者
- 7 会議に付した事件の件名
別紙次第のとおり
- 8 会議の概要及び結果
 - (1) 第65号議案のうち本委員会関係部分、第70号議案及び第71号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第3号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
継続請願8及び継続請願9については、継続審査とすることをいずれも全会一致をもって決定した。
 - (2) 大分県環境影響評価条例の改正を求めることについて、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
 - (3) 陳情4及び陳情5について、質疑を行った。
 - (4) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
 - (5) 第10次大分県交通安全計画の策定について、平成27年度大分県病院事業会計予算に係る地方公営企業法第24条第3項の規定の適用について及び大分県地域医療構想についてなど、執行部から報告を受けた。

- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主任	木付浩介
政策調査課調査広報班	主幹	飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成28年6月24日（金）11：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係 11：00～12：00

(1) 付託案件の審査

第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

第 70号議案 旅館業法施行条例の一部改正について

(2) 請願処理結果の報告

請 願 15 大分県環境影響評価条例の改正を求めることについて

(3) 付託外案件の審査

陳 情 4 六曜について1

陳 情 5 六曜について2

(4) 県内所管事務調査のまとめ

①平成28年熊本地震に係る避難所対応について

(5) 諸般の報告

①第10次大分県交通安全計画の策定について

(6) その他

3 病院局関係 13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第 71号議案 大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①平成27年度大分県病院事業会計予算に係る地方公営企業法第24条第3項の規定の適用について

②平成27年度大分県病院事業会計決算について

(3) その他

4 福祉保健部関係 13：30～14：30

(1) 付託案件の審査

第 3号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）について

（本委員会関係部分）

第 65号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて

（2）県内所管事務調査のまとめ

①社会福祉法人大分県社会福祉事業団について

（3）諸般の報告

①大分県地域医療構想について

（4）その他

5 協議事項

14:30～14:40

（1）閉会中の継続調査について

（2）県外所管事務調査について

（3）その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、井上副委員長がおくれております。

まず、審査に先立ち、執行部より発言の申し出がありますのでこれを許します。

柴田生活環境部長 まず、私から6月20日から23日にかけての大雨洪水警報に関する状況について、ご説明させていただきます。

今回の大雨ですけれども、日田市椿ヶ鼻では、降り始めの19日午前0時から23日午後4時までの総雨量が546ミリとなっております。大分地方気象台からは、この数日間で6、7月の平年総雨量の5割を超えた地点もあり、土砂災害の危険性が高まっていると連絡があったところです。

この資料の1ページから3ページまでが6月20日分、4ページから8ページまでが6月22日分となっております。

それでは、主な点について説明させていただきます。

まず、1ページの20日のときの被害状況ですけれども、(1)人的被害についてはございませんでした。

次に、2ページ、(2)建物被害です。住家の一部破損が2件ございます。米印でございますけれども、新聞報道でもありましたが、日田市の国道211号での家屋浸水被害でございまして、床上浸水2軒、床下浸水3軒となっております。

その下、(3)道路被害ですが、全体で71件ございました。

復旧作業の結果、昨日の18時時点で、全面通行どめは7件となっております。

次に、1番下の(5)ライフライン被害でございます。九重町町田地区において、一時断水が発生し、町による給水が行われました。その後、断水は解消したものの水源の濁り等が原因で、飲料水については現在も給水車で対応しているところでございます。

次に、3ページの1番上、(6)土砂被害では崖崩れが5件発生しています。

では、4ページでございます。ここからは6月22日分です。

5ページの1番上、3の被害状況ですが、(1)人的被害についてはございませんでした。その下、(2)建物被害ですが、住家で一部破損2件、床下浸水が1件、合わせて3件、非住家でも全壊、一部破損が1件ずつとなっております。

1番下、(3)道路被害ですが全体で49件ございました。

復旧作業の結果、昨日の19時時点では、全面通行どめは15件となっております。内訳は次のページでございますが、県道3件、市町村道10件、林道2件です。

次に、(5)土砂被害ですけれども4件発生しております。その下、(6)ライフライン被害のイですが、6月20日と同様に九重町町田地区で水源の濁りが発生しており、これはまた違う水系でございますけれども、やはり濁りが発生しているということで給水車で対応しております。

次に、8ページをお開きください。5の避難者数の状況についてです。

避難準備情報及び避難勧告による避難者は、昨日14時で既に解消いたしました。2

2日14時時点では、63世帯、89名の方が一時避難されました。

また、現在も梅雨前線の活動が再び活発となっており、あすにかけて再び大雨が予想されていますので、私ども地震に伴う災害警戒本部を立ち上げております。その中で、この大雨に対する対応も抜かりなくしていく所存でございます。

衛藤委員長 ご説明ありがとうございました。

何か質疑、ご意見があれば簡潔にお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、それでは審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、報告1件、継続請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

初めに、第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、生活環境部関係部分についてご説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開き願います。

生活環境部関係の6月補正予算額は、表の左から4行目、補正予算額欄の1番下の、1,487万3千円でございます。既決予算額と合わせた予算総額は、その右隣にありますとおり112億2,832万9千円となります。

次に、2ページ、補正予算案の具体的な内容でございます。

今般の熊本地震に係る復旧経費として、2事業を計上しております。

まず、私立学校施設復旧支援事業でございます。新規事業として487万3千円を計上しております。

この事業は、被災した3つの私立学校施設の復旧経費について、国の災害復旧費補助に上乘せして、事業費の6分の1の助成を行い、私立学校施設の円滑な復旧を図るものでございます。

次に、その下、災害に強い水道水源確保緊急対策事業でございます。新規事業として、1千万円を計上しております。

本事業は、被災した九重町野上簡易水道施設の復旧経費のうち、国の災害復旧事業の対象とならない代替水源確保に係る調査費について、補助率2分の1、1件につき500万円を限度に助成を行い、被災した水道水源の早期復旧を図るものでございます。

先ほど、大雨で給水車で対応していると言ったその水源に係るものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第70号議案旅館業法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐伯食品安全・衛生課長 議案書39ページの第70号議案旅館業法施行条例の一部改正についてご説明します。

委員会資料3ページをごらんください。

1の背景をごらんください。訪日外国人の増加に伴い、都市部においてホテル、旅館などの宿泊施設が不足している中、インターネットなどを通じて、自宅の空き部屋や別荘などを提供し、宿泊者を募集する民泊サービスが全国的に普及しています。本来、旅館業の許可が必要ですが、旅館業法で定められた床面積などの構造基準が障壁となり許可の取得が困難でした。そのため、無許可で営業する施設が多数あらわれる事態となりました。このような状況の中、国は、民泊サービス提供者でも旅館業の許可を取得できるよう、簡易宿所の延べ床面積の基準を緩和するため、旅館業法施行令を改正し、4月1日に施行しました。

2の旅館業法施行令の改正内容をごらんください。

今回の改正により、これまでは33平方メートル以上必要であった延べ床面積の基準が、右側枠内のアンダーライン部分にあるように、宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3平方メートルに宿泊者の数を乗じて得た面積以上あればよいと緩和され、宿泊者が少人数であれば小規模の施設でも簡易宿所として営業が可能となりました。また、許可の取得により、民泊サービス提供者を旅館業法上の営業者として位置づけることができ、行政による把握、指導がしやすくなりました。

3の旅館業法施行条例の改正（案）をごらんください。

現在、県では旅館業法施行条例で簡易宿所営業の1客室の床面積を7平方メートル以上と定めています。この基準を施行令の改正に合わせ、右側枠内のアンダーライン部分の但し書きを追加し、宿泊者の数を10人未満とする場合には、1客室の面積基準を適用しないこととするものです。これにより、施行令改正の趣旨に沿った許可取得が可能となります。

4の施行の日は、公布日を予定しています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

守永委員 背景の中で基準を満たせないために無許可で営業する人が顕在化しているという状況があるという説明なんですが、大分県下でそういう実態とか状況があったのかということと、それと、この改正に伴って無許可営業をされていた方についてはペナルティーがあるのかどうか、その辺を教えてください。

佐伯食品安全・衛生課長 まず現状についてでございますけれども、この施行令が改正をされるということを背景に、昨年私どもも実態調査をいたしました。その中で、インターネットを通じまして施設を紹介するa i r b n b（エアビーアンドビー）というサンフランシスコに拠点を置く会社がございまして、そこに登録している業者が昨年時点で14件ほどございまして、その中で無許可のところは12件ほどあったという実態がございました。ただ、これらの施設については、今回の規制であります3.3平方メートル掛け宿泊者数という規制緩和がかかるから許可をとっていなかったというわけではなくて、その基準には合致をするけれども、インターネット会社を通じた宿泊施設ということで保健所に許可申請がなかったというところがございます。ペナルティーについては、これからもしそういう業者があらわれれば、当然罰則規定等々もこの旅館業法の中でございますので、そういったことが適用されることになると考えております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの第1回定例会において採択した請願の処理の経過と結果について、執行部から報告を求めたいと思います。

中西環境保全課長 それでは、大分県環境影響評価条例の改正を求める請願の処理状況について、ご報告いたします。

お手元の黄色い表紙、請願処理結果報告の1ページをごらんください。

請願の処理結果は、中段の処理の経過及び結果欄に記載しておりますので読み上げます。

太陽光発電施設は、大分県環境影響評価条例の対象事業には挙げられておらず、その他の土地開発の事業に該当するものとして30ヘクタール以上の土地の造成を伴う場合しか同条例が適用されない。

しかし、太陽光発電施設の特性としてパネルで地表面を広く覆うことから、特に動植物の生態系や景観等の環境への影響が懸念されている。

そのため、30ヘクタール以上の造成を伴わない場合においても、より環境に配慮した事業にすることを目的に、対象事業とすることについて検討する。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、付託外案件に入ります。

議長から回付されています陳情4と5の六曜について、一括して執行部から説明をお願いしたいと思います。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 それでは、陳情4六曜についての1及び陳情5六曜についての2について、一括して説明いたします。

お手元の陳情文書表の2ページ及び3ページをごらんください。

まず六曜ですけれども、先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口の順で単純に繰り返すもので、例えば旧暦の1月1日と7月1日は必ず先勝、4月1日と10月1日は必ず仏滅というように決められております。

このように、六曜は旧暦の月日に単純に割り振られたものですが、実際には、その意味づけと一体として捉えていることが多いと考えられます。意味づけの中には「この日に何々するのは良くない」など、科学的な根拠なく占うものがあります。

陳情1の公費で発注するものに六曜を印刷しないようにすることについてですが、県が発行する印刷物に占いのようなものを掲載することについては好ましくないと考えています。

また、陳情2の六曜思想が迷信であるとの表明をしないことについてですが、科学的根拠のない意味づけにとらわれ、自分だけでなく他人の行動や考え方まで干渉するようであれば、迷信であると考えられます。

県が行う人権研修では、「みんながしているから」と深く考えずに迷信などに従うこと

は、さまざまな思い込みや偏見を見過ごすことにもつながるのではないかと参加者に考えていただく事例として、六曜の意味づけを紹介しているところでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご意見等もないようなので、次にまいります。

これより、県内所管事務調査のまとめを行います。

生活環境部関係では、先般の地震の際の避難所対応について、説明をお願いしたいと思っております。

柴田生活環境部長 まず、県内所管事務調査に係る検討事項の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、去る5月9日から6月1日まで、延べ7日間にわたりまして、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、消防学校などの生活環境部関係の地方機関及び竹田南高等学校、中津市消防本部東部出張所、竹田市南稲葉地区の小規模給水施設などの関係施設を調査いただきまして、まことにありがとうございました。

今回の調査ではさまざまなご意見や適切なお指導をいただいたところであります。これらの点につきましては、今後の生活環境行政を推進する上で、その趣旨を十分に反映させてまいりたいと考えております。

今後とも、私どもに対しましてご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、調査の際にいただきましたご意見の中から、熊本地震に係る避難所の対応について、担当課長からご説明させていただきます。

望月生活環境企画課長 避難所の対応について、説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

資料の左側ですが、今回の熊本地震では、県内でも多くの方が被災し、避難されました。表の1番下の合計欄ですが、最も多いときで、13市3町で、312カ所の避難所が開設され、1万6,238人が避難されました。避難所では、運営面などにおける幾つかの問題が明らかになり、今回の検証作業の中でも、非常に重要な課題と認識しています。

そこで、今回の所管事務調査の際に、ご質問いただいた避難所への支援物資の供給、ペットの同行避難、防災士の活用の3点について、説明させていただきます。

まず、避難所への支援物資の供給についてでございます。避難所における食料などの支援物資は、原則として市町村が提供することになってはいますが、市町村が供給できない場合には、県が、県の備蓄物資等から提供することとしています。

資料右側の表のとおり、別府市や由布市など5市2町に対して、毛布や飲料水などを提供したほか、由布市の支援物資欄5番目の離乳食など備蓄物資以外の物資についても、流通業者から調達して供給したところでございます。こうした取り組みにより、県内の避難所にはおおむね必要な物資を届けることができたものと考えております。

ただ、発災直後は、市町村も混乱しており、県に避難所のニーズがなかなか届きませんでしたので、今回、避難所のニーズをどのようにして把握するのが課題だと考えております。

次に、5ページをお開きください。ペットの同行避難についてです。

県では、本年2月に策定した大分県被災動物救護対策指針を設けておりまして、災害時においては同行避難を基本としています。

資料左側の2の指針の内容の(2)発災時対策に、避難所での必要な取り組みをお示しております。この内容については、市町村に適切な対応をお願いしておりますが、今回の地震では、一部の避難所において、動物の保管場所で多少混乱がございました。そこで、保健所が避難所を訪問して、避難所の状況に応じた個別ルールを設定してはどうかなどの助言を行ったところでございます。

さまざまな人が共同生活を送る避難所では、飼育スペースの確保など避難所の受け入れ体制の整備はもちろんですが、飼い主の方の平時からのしつけや物資の備蓄などが重要となります。そのため、今後、市町村、獣医師会やボランティア団体等とこれまで以上に連携して、ペットの同行避難について一層の普及啓発を図っていく必要があると考えております。

最後3つ目は、防災士の活用についてです。6ページをごらんください。

資料の上段でございます。平成28年5月末時点の都道府県別の防災士の認定者数です。東京都に次いで全国2番目の大分県は7,639名の防災士が登録されています。今回の地震でも、避難所の運営支援などで活動していただきました。

県では今年度、自助、共助の力を高め地域の防災活動をさらに促進させるため、資料の下段にありますように、振興局単位で、地域の自主防災のかなめである防災士のスキルアップを図ろうと考えております。

研修は2部構成で、避難所の基礎知識の講義と、避難所でのトラブル対処法を寸劇で学んでいただきます。

なお、今述べたこと以外でも、熊本地震での対応においては、情報収集、物資の備蓄・配送、対策本部体制などでも課題がございました。現在、これらについて、市町村を初め関係機関と検証を進めているところです。検証結果は、本県の防災体制の充実・強化に反映させ、一層の県民の安全・安心を確保していきたいと考えております。

衛藤委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に、ご質問はございませんか。

吉岡委員 6ページの防災士の人数なんですけど、大分県と愛媛県は17名差に防災士の登録が迫ってきているんですけど、愛媛県も防災士の登用に関して補助をしたりしていらっしゃるんでしょうか。愛媛県は南海トラフとかもあって力が入っていると思うんですけど、大分県も防災士の目標の数字を立てているのかどうか。もし目標とかあったら教えてください。

田邊防災対策室長 ただ今の質問は、防災士の数の目標ということでございますが、具体的に防災士の数の目標というのは特に定めておりません。私どもが1番目標にしておりますのは、各自治会、あるいは自主防災組織ごとに必ず防災士が1名以上いるというような隔々まで防災士がおるということで、数自体をたくさんするというのも大事なんですけど、そういうふうに県内隔々まで防災士の方がいらっちゃって、県民の皆さん方と一緒に自主防災を進めるということをお大事にしております。数だけということではございませんのでご理解いただきたいと思います。

吉岡委員 もう1つ、愛媛県はわかりませんか。

田邊防災対策室長 申しわけありません。漏れておりました。愛媛県は、特に補助金というのはやっておりませんが、大学生とか、そういう方々にも広くご案内をして防災士の活動を広く啓発する活動をしていると伺っております。

吉岡委員 防災士について要望なんですけど、各自治会、自主防災会に防災士とかが結構ふえてきたんですね。ほとんどやっぱり男性が多くて、例えば、避難所をそこで開設した場合に、防災士のトップの方は男性ですけど、そこに女性の防災士さんもいると、避難所もさらに優しくなるのかなと思っておりますので、女性の防災士も10%までしていくという目標ありますけど、取り組みをお願いしておきます。

田邊防災対策室長 ありがとうございます。女性の防災士も大事だと思っております、10%以上の防災士の確保ということで頑張っておりますけれども、ちなみに、昨年度末の時点では、既に自主防災士当たりの女性防災士の数が10%を上回っております、13%程度まで上がっております。今後とも引き続き推進に当たってまいりたいと思います。

森委員 防災士の件、1点関連して質問するんですが、この前、県土強靱化対策特別委員会で津久見市に行ったときに、海岸沿いの自治会だったんですけども、非常に防災士の方が少ないというような現状で、なかなか、行く人がいないのか、そういう働きかけを自治体としてしていないのかわからないんですけど、市町村ごとに数に差があるんだろうと思うんです。その点、各市町村の取り組みを促すような働きかけをしているかどうかということが1点。

あと、防災士に関して、この前市町村別の人数をいただいたんですけども、実は市町村で育成した人はどこに所属するか市町村が人数を把握しているんですけども、例えば、県庁の職員さんがこちらで受けた場合は市町村が把握していないという状況があります。実は自治会の中に防災士の資格を持った人はおるんですけど、市町村が把握していないということがあるようなので、その辺の今後の取り組みについて2点目。

最後1点なんですけど、備蓄物資に関してです。いろんな備蓄をされていると思うんですけど、今大銀ドームかどこか、備蓄の場所は現在どちらなのかというのを教えていただきたいと思っております。

田邊防災対策室長 私から2点、防災士に関係してお答えいたします。まず、市町村への働きかけということでございますが、この防災士の養成につきましては、県と市町村で一緒にお金を出し合しまして、養成研修をいたしております。全市町村と県で協議会をつくりまして、市町村ごとにもしっかり防災士の養成をしていただくように働きかけを行っておりますし、今回の地震がございましたので、昨年度よりもさらに多い数の防災士になりたいという希望の方がふえているということも伺っておりますので、引き続き促進してまいりたいと思っております。

それから、今後の取り組み、県職員のことでもございまして、確かにご指摘のとおり、県職員がいながら、その数とか配置を把握していない市町村もあるということも伺っておりますので、その辺は情報共有を図ってまいりたいと思っております。

法華津防災危機管理課長 備蓄物資につきましては、地域福祉推進室で所掌をしておりますけれども、基本的には県内の振興局等に備蓄をしております、例えば、今回の地震で別府に運びました毛布につきましては、日出の庁舎に備蓄していたものを別府市に運んで

おります。

森委員 備蓄物資の備蓄基地みたいなことで、1カ所に大きくまとめているということではないということによろしいんですね。それに関連して、今回の災害の中で、県央空港について。あそこが空から、例えば、熊本に支援するとか、あちこちに支援するという拠点になり得るようなところだろうと思うんですけども、今回の地震被害において、県央空港の活用について検討されたかどうかを1点お聞かせください。

法華津防災危機管理課長 今回、熊本への支援につきましては、特に南阿蘇村を支援しているということで、陸路を通じて県の職員を支援するとか、あと必要な物資につきましても、大分県からは南阿蘇村まで道路が通じておりましたので、陸路を使って支援をしております。あと、ヘリコプターにつきましては、県の防災ヘリが県内の被災状況等につきまして上空から偵察を行っております。特に、県央空港からは備蓄物資等の運搬等について、今回の地震におきましては行っておりません。

森委員 今回の地震において、熊本の震源に近いながらも豊後大野市については比較的被害が少なかった。これは地質とかいろんな問題があるんでしょうけれども、県央空港についても今回あれだけの地震でも大丈夫だったということで、今後の考え方として、位置的にも九州の真ん中あたりにあるということで、広域的な備蓄物資からの支援というか、そういった形の拠点基地、備蓄基地になり得るのではないかなと考えるんですが、そのあたりの見解をお聞かせください。

法華津防災危機管理課長 県央空港につきましては、備蓄物資というよりは県内でヘリコプターが活動するヘリベースとして位置づけておりまして、原則として県内への、例えば、他県等からの応援部隊につきましては、大分空港と県央空港をヘリベースとして、そこを起点として活動をすると今のところ位置づけております。あと、自衛隊につきましては、県内または近傍の駐屯地とか演習場をヘリベースとして活動すると今のところ位置づけてしております。

守永委員 もし先ほどの中で聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、防災士を各自治区なり自主防災会に1人は配置をしたいというのが目標だということなんですが、現在配置されていない自治会や防災会の数、率でもいいんですけども、わかれば教えてください。

田邊防災対策室長 現在の自治会の数、自主防災組織の数といたしましては、まだ今回の地震で市町村からの統計が十分とれておりませんので、ちょっとここでお答えはできません。また資料が整いましたらお答えさせていただきたいと思います。

平岩委員 地震への対応、本当にありがとうございました。これは要望なんですけれども、今後また長期化するような被害が出たときの避難所の運営について、私は阪神・淡路とか東日本のときに女性に対する避難所での性的暴行というのがとっても心配だということをこの前お話ししたと思いますし、熊本と連絡を取り合ったときに支援する人、それから啓発する側の人でも被災をしまっているの、なかなかそれが難しいというような現状もお聞きしたんです。大分の場合は今回いろいろひどいことが起きなかったと思うんですけど、もし長期化するようなことが起こってしまったら、起こらないことが望ましいんですけど、今、吉岡委員も言われたみたいにぜひ女性の視点もしっかりと入れていただきたいと思います。避難所の運営とかルールとか、どうしても男性が中心に決めていくんですけ

ど、女性の視点が入ることによって仕切りはやっぱりこうしたほうがいいとか、おトイレは別のほうがいいとか、それから授乳したり着がえたりする場所の確保も必要だとか、下着は男性からではなく女性から受け取りたいとか、細かなところがまた配慮されていくと思いますので、細かなところもぜひ視点として入れていっていただきたいと思います。長期化した避難所で声を出せない女性たちがたくさんいて、でも男性も悪気が全くあるわけじゃなくて、知らないからそうなっていってしまうんだなということもお聞きをしています。

でも、女性リーダーがいれば夜泣きをする子供がいたときにどうすればいいなんてことも配慮ができるのかなと思いますし、長期化している中で、仕事をするのは男でご飯つくるのは女でみたいなところも出てくるんですね。女性にご飯をつくってもありがたいの一言もないとかいうようなことも、小さなこともですね。でもつくっている人たちにとっては本当にきつい問題になって出てくる。これはもう日ごろからの性別での役割分担意識の解消だと思うので、そういうところも視野に入れながら、これからぜひ女性の視点を大いに入れていただければと思います。要望です。

衛藤委員長 私から1つだけ参考までに聞きたいんですけど、今防災士は全国2位ですね。人口割にすると何位になりますか。

田邊防災対策室長 人口割にいたしますと1位でございます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないようなので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月生活環境企画課長 第10次大分県交通安全計画の策定について説明させていただきます。

お手元に厚い冊子をお届けしておりますが、説明は委員会資料の1番最後の7ページでさせていただきます。

5月の本委員会で骨子案を報告した本計画ですが、資料左上の交通安全対策基本法第25条に基づき、パブリックコメントでいただいた県民のご意見を踏まえ、今日16日に交通安全対策会議を開催し、計画を決定したところでございます。本日はその内容について、報告をさせていただきます。

構成は3部構成になっており、左上から「道路交通事故のない社会を目指して」、右に行きまして、「鉄道事故のない社会を目指して」、さらに「踏切事故のない社会を目指して」です。

なお、鉄道・踏切につきましては、九州旅客鉄道株式会社が策定したもので、九州各県が同様の取り組みを行うことになっております。

資料左上の本県が策定した道路交通について説明いたします。その下に数値目標を記載しておりますが、計画最終年度の平成32年度までに死者数を39人以下、負傷者数を5,900人以下とすることを目標としております。その下に、6つの視点、9つの柱を記載しておりますが、これに取り組み、交通安全を目指してまいります。

特に、本県の特徴として2つございます。1つは、追突事故が全体の約45%と多うございます。もう1点、交通事故でお亡くなりになられた方の約7割が65歳以上の高齢者の方というのが特徴でございます。県の特徴を踏まえまして、県独自の取り組みとして、2つ、9つの柱の2の「交通安全思想の普及徹底」の3番目に「ちょっと長めの車間距離

ゆとり運転運動の推進」を加えました。長目の車間距離を保つことで前方の視野を広げ、早目の発見で安全確認・危険予測を余裕を持って行うことで、交通事故の未然防止をしていただく。もう1点が、柱の9番目に「高齢者交通安全対策の充実強化」を加えております。高齢者が免許返納しやすい環境づくりとして代替交通手段を確保するほか、高齢者に対する交通安全教育を一層推進していきたいと考えております。

今後は、数値目標を達成するために、警察、学校や家庭、企業などと連携して交通安全に取り組み、資料左上の基本理念である「交通事故のない、日本一安全で、安心して暮らせる大分県」の実現に向けて頑張っていきたいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 所管事務調査のまとめは終わったんですけど、1点だけ。アイネスに調査に行ったときにどうしても行けなかったんですね。すみれが4月1日に開設されて、もう2カ月以上たっているんですけど、状況としてどうなのか。いろいろ細かいことがあるので言えない部分もあると思うんですけど、弁護士に相談に行くとか、警察との連携が必要なケースも出てきているのか、そのあたりを教えてください。

後藤県民生活・男女共同参画課長 すみれの相談対応状況について、私から説明をさせていただきます。

まず、相談の件数でございますが、これは延べ件数であります。4月が31件、5月が25件ということで、5月までの集計ということでございますけれども、合計で56件の延べ相談件数があるところでございます。そのうち、具体的に相談の内容が性暴力にかかわるものとか性虐待とかいうものにつきましては、全体の半数程度ということになってありまして、その他、例えば、性暴力とは関係のない相談とか、あるいはこのセンターについてのご意見とか、そういったものも含まれております。この相談件数ですが、実は、実相談者数というものがありまして、実際の性暴力に関して相談をされた方の実際の人員数となりますと、かなり少なくなっております。1人の方から何回も相談があり、電話でもやりとりをしているということでございます。そういう中で、弁護士さんに同行支援をお願いしたものや医療機関につないだものにつきましては、これも延べの数字になりますが、8件となっております。

平岩委員 ありがとうございます。普及啓発が行き届いていくと、またもっとふえていくとも思いますけれども、減っていくことが1番いいんですけども、相談員の方もぜひ頑張ってください、よろしく願いいたします。

近藤委員 雨期を迎えて皆さん方もいろんなシミュレーションをしながら対応されていると思っておりますけれども、最近、今回の震災といい雨といい、本当に人知を超えるものが発生するわけでありまして。そうした際に、自然災害というのは本当に起こるべくして起こる、人知を超えるわけでありまして。それで、要は後の対応をどうするかということがあります。やっぱり県民が1番頼りにするのは政治や県の行政でありますので、できるだけ速やかに対応していただきたいと私は思っております。特に、知事の金看板は「安心」

が1番に来ておるわけでありますので、その辺に対して皆さんも頑張っていたきたいと思っております。

最初の委員会のときに申しましたけれども、今回の震災で非常に対処がくれた部分がありまして、1週間目ぐらいのときをお願いしておりましたけれども、そのときにも、市から報告が上がっていないと、県道に大きな被害が出てののに。そういう対応では本当に困るわけでありますので、その辺も含めてやっていただきたいと思ひますし、平素からシミュレーションをしっかりとやっていかないと、これは本委員会で取り上げることではないかもしれませんが、日田の今度の水害ですね。雨期にかかってやるときにこれで水がはけるのかとか、そういうことを日ごろからちゃんと考えておけば、それなりの対応はできたはずでありますし、要らん補償もしなくて済んだわけですけども、その辺はやっぱり皆さんがどれだけ日ごろから認識を持っているかということがそういうことにつながるわけでありますので、しっかりお願いをしたいと思ひます。

柴田生活環境部長 近藤委員にはご指摘とお励ましもいただきまして、ありがとうございます。

私ども今般の議会でもいろいろ答弁させていただきましたように、数々の反省点がござひます。特にやはり市町村とのきちんとした連携がとれているかということ、現場のことがどれだけわかっているかということも十分反省をしなければならぬと思ひます。こういうことも含めて今後対応を、今市町村からも意見をいただいて、大変だったということも含めて意見をいただいて、私どももこれを一緒に拡大していこうということで取り組んでおります。

なるべく早く検証の結果なども出していき、今後の対応につなげたいと思ひますので、今後ともどうぞご指導よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

ここで休憩します。再開は午後1時といたします。

午前 11時48分休憩

午後 0時59分再開

衛藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、病院局関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

第71号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 第71号議案大分県病院事業に係る料金条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案書は40ページになりますが、本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料により、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、非紹介患者初診加算料の改正についてでございます。資料左側の1現行の欄をごらんください。この制度は、病院と診療所との機能分担を推進するため、一般病床200

床以上の病院では他の保険医療機関からの紹介状がない患者に対して、通常の医療費のほかに特別の料金を徴収することができるというものであります。県立病院では、平成8年11月から徴収しており、現在の料金は税込みで1,620円でございます。

次に、2国の制度改正をごらんください。今回、健康保険法等の一部改正により非紹介患者初診加算料について改正が行われ、平成28年4月1日に施行されております。

改正の内容ですが、四角の中をごらんください。一般病床500床以上の地域医療支援病院——県病が該当及び特定機能病院——県内では大分大学医学部附属病院が該当、については、紹介状なしに受診した患者さんについて、厚生労働大臣が定める金額以上の定額負担を求めることが義務づけられました。健康保険法等の改正は4月1日に施行されておりますが、公立病院については条例改正が必要であることから、経過措置として9月30日まで猶予されております。

その下、(1)の対象となる患者及び金額であります。紹介状なしに初診でこれらの病院を受診した場合に、厚生労働大臣が定める金額は税込みで5千円以上、歯科は3千円以上、また、これらの病院での治療を終えて地域のかかりつけ医を紹介した患者が、紹介状なしに再度当該病院を受診した場合は、再診として税込みで2,500円以上、歯科は1,500円以上となりました。

(2)定額負担の適用が除外される場合であります。救急の患者や特定疾病などの公費負担制度の受給者などは除かれます。

次に、資料の右側の3条例改正の概要をごらんください。

料金の名称ですが、再診の場合も徴収が義務づけられたことから、非紹介患者加算料としました。料金については、患者の負担軽減を考慮して、国が定める税込みの最低金額とし、初診は5千円、再診は2,500円、同様に、歯科の場合は、初診3千円、再診1,500円としています。徴収の対象となる患者は、国の基準を準用して、救急の患者や公費負担医療制度の受給者などは除かれます。

条例の施行期日は県民への周知を考え、猶予期限いっぱいの10月1日としています。

なお、非紹介患者加算料の県内及び他県状況については、4参考に掲げてあるとおりでございます。

次に、第2の消費税法の一部改正に伴うものについて説明します。

これは、所得税法等の一部を改正する法律により消費税の軽減税率制度の導入が行われ、軽減税率表が別表第一として、従来あった別表第一の前に盛り込まれたため、現行の別表第一が別表第二へ繰り下げられたものであります。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見ありませんか。

近藤委員 なぜこれを改正しようというのは、大方のことはわかるんですけど、なぜ改正をしなければならないのかということ、正式にあなた方の口から一度聞かせてください。

田代病院局長 最終的には法律で定められておりますので、これを徴収しないという選択肢はございません。この目的、趣旨でございますけれども、こういう基幹病院とかかりつけ医、そういうところの機能分担をより明確にしようという国の1つの政策であります。そういう趣旨で今度のような法律の改正になったということでございます。

吉岡委員 現状で、今でも初診料、加算料を払ってこられている方がいらっしゃると思う

んですけど、どれぐらいの割合いらっしゃって、そういう方たちはこれから1,620円が5千円とかに上がりますよね。それで、何らかの理由にもよると思うんですけど、それで大変困るとかいう人も出てくるんですかね。そこら辺ちょっと教えてください。

井上県立病院長 新規の患者さんが大体毎日100人から150人ぐらいいらっしゃるんですけども、新患の方のそのうちの3人の1でございます。全く新しく来られた方の3分の2は紹介状をお持ちです。3分の1はお持ちでない。ですから、1日に大体30人から50人ぐらいは紹介状なしで来られておられます。その方たちの中身はさまざまでございますが、もしこれが仮に料金が上がりますと、かなりの方が減ってくるのではないかなと思います。最終的には全部なくなるということになれば、3割ぐらいの患者さんが、新たに初診の患者さんが減るといふことにはなろうかと思っております。

病院の役割としては、紹介された患者さんはかなり絞られた病気とか、あるいはかなり絞られた医療の目的で来ていますので、非常に回り道のない医療をできるという利点はかなりあるんですね。そういうものをやっぱり全面に押し出して病院としては力を入れていくという流れをやっぱり太くするしかないのだろうなとは思っています。いろんな困る方がおられないかという質問ですけれども、救急で来られる方はもちろん対象外になるわけですから、そういう意味で必要不可欠といえますか、もう思い余って救急車に飛び乗って来たとか、そういう方は対象外でございますので、狭い意味では本当に困られる方が医療を必要として県病に頼ってきて、それが非常に負担がかかるという形ではないと思っております。ゆりのある方でちゃんとした情報をお持ちで、もっといい医療を受けられるのにといい思いで、そこが高い料金をかけられるということで、少し思い直していただけるというか、きれいに言えばそうですけど、制限はされた形でもう1度列に並び直してくださいというニュアンスのことかなと。ご説明するときはそういう言い方をしようかなと思っております。

吉岡委員 よくわかりました。制度改正で金額が上がっても、そこでびっくりされてもいけないので、早目に、いろいろな形で周知はされると思うんですけど、こうやってホームページとか言っても、やっぱり結局行って、そこで苦情を言ったりすると、法律ですとか言ってもなかなかトラブルが起きやすいので、そこら辺は丁寧にまた対応をお願いしたいと思っております。

守永委員 今後の具体的な事務のあり方になると思うんですけども、これは再診でもやはり加算料金がかかるということ、それも繰り返し繰り返しいけばその都度かかるということでもいいんだと思うんですけど、現状として、1,620円初診のときにいただいて、今現状では再診のときは多分ないんだと思います。やはり、次いつ来ますかという、再度来なければならぬときには予約を入れたりということだったと思うんですけど、こういう制度改正をしたときに、この文言からいけばほかの病院に行ってくれと言うんだけれども、再度来たときには取りますよという表現なので、具体的には県病で診ないと悪いなという患者さんには次の予約を入れる。そうすると、よそに行けとは言っていないから加算料金は取らないという形になるのか。それとも、あくまでもまずこの病院を紹介するからその病院に行ってくれと具体的に紹介をしながら、よそにまず受けてくれという指導をする形になるのか。その辺をちょっと教えてください。

井上県立病院長 再診の件ですけれども、委員ご指摘のように、非常に難しいというか、不安になって判断が物すごく難しくなるところがあるんですね。はっきりしているのは、一

且県病の診療内容が終わって、地域のかかりつけ医にお返しして、そこで治療を続けてくださいという状況がはっきりしている方が、何のかかりつけ医との話し合いもなしにぼんどこっちに個人的な理由で来られると、これに関してはいただくと。ただ、県病でも予定している、かかりつけ医でもちゃんとした医療を分担しながらやっていくという場合には、これは該当しないのではないかと考えていますし、最終的には主治医の判断ですけれども、計画的な役割が県病にもあるという形で来られている部分に関しては、やはり患者さんに納得していただくのは非常に難しいので、これは徴収は難しいと思っています。この辺は確かに全国的に問題になるところかなと思っています。さっき申し上げたはっきりしている部分に関しては2,500円いただくざるを得ないと考えております。

井上副委員長 県立病院側の立場としては、加算料の収入がその分は多くなるけど、患者さんが減るかもしれないですね。その辺のところは、まだやってみないとわからないのが本当でしょうけど、どう今のところ予測しているかというか、考えられているかありましたら。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 県内で実際に実施しているところ、大学病院がやっています。アルメイダ病院が対象の病院ではないんですが、加算料を上げた状態、国が示した状態で改正をして、いただいているようです。その中で、情報をお聞きしますと、大きく変化がないというのが大学病院。アルメイダ病院は、もともと医師会立病院で紹介患者が大半なので、影響がないというような状況で、ちょっとその辺の細かい情報が私どもも捉えられていないんですが、患者さんが減るであろうというのは、先ほど院長が申し上げましたように、割合的には3割の患者さんがいますので、そういう予測もせざるを得ないと思っています。その5千円の増収部分を我々は今増収があるという計算はしておりません。やはりある程度影響は出てくると思っています。

衛藤委員長 ほかにご質疑もないようなので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

足田総務経営課長 それでは、報第6号平成27年度大分県病院事業会計予算に係る地方公営企業法第24条第3項の規定の適用について、ご説明いたします。

議案書は87ページになりますが、引き続き先ほどごらんいただいた資料により、ご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

右側の囲いの参考に、地方公営企業法第24条第3項について記載しております。

病院事業は、企業としての経済性の発揮のため、業務量の増加により必要な経費に不足を生じたときは、増加する収入を必要な経費に使用することが認められております。この場合、管理者である病院局長は知事に報告し、知事は議会に報告しなければならないとされております。

具体的には、1の業務量の増加のところをごらんください。

平成27年度の決算時の入院及び外来患者数は、2月補正予算において見込んだ入院及び外来患者数をどちらも上回り、収益が3億4,315万5千円増加したところでありま

す。

一方で、2費用の増加に記載しておりますとおり、入院及び外来患者数の増加により薬品費などの材料費が5,157万5千円不足しました。

このため、3処理内容の表にありますとおり、必要となる材料費5,157万5千円に、増加した収益の一部を充当するものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 平成27年度大分県病院事業会計決算について、ご説明いたします。

資料の3ページをお開き願います。

この決算の認定議案につきましては、次の第3回定例会に提案することとなりますが、例年、決算の概要については、この第2回定例会の常任委員会においてご報告させていただいておりますので、概要をご説明いたします。

まず、平成27年度決算のポイントですが、県立病院の27年度決算は黒字となり、さらに累積欠損金を解消することとなりました。

黒字額については、下の表をごらんください。

太枠で囲んだ平成27年度の当期純損益の欄にありますとおり、8億1,400万円となっております。

また、その下の利益剰余金の欄にありますとおり、平成26年度までの累積欠損金は1億9,600万円でしたが、先ほど申し上げました平成27年度の黒字により、6億1,800万円の利益剰余金を計上することとなりました。

上の収支の概略をごらんください。

収益面でございますが、入院については患者数が増加したことから、対前年で2億6,900万円の増収でございます。外来については患者数、診療単価とも増加し、4億4,400万円の増収となっております。

また、費用面では、給与改定に伴う期末勤勉手当の増により給与費が7千万円増加したことや、がん化学療法等による高額薬品の増加等により材料費が3億5千万円増加したことなどが主なものでございます。

なお、患者数、診療単価については、1番下の表に記載しております。

まず、入院患者の動向につきましては、延べ患者数が前年度より5,233人増の15万515人となりました。

また、外来患者数につきましても、前年度より7,201人増の21万1,512人となりました。

診療単価については、入院は前年度と比べて487円の減となっておりますが、外来については、外来化学療法患者の増加等により、前年度と比べて1,506円の増となっております。

表の上ですが、今後の動向について、診療報酬改定の内容を精査し、算定可能な項目の確実な取得に努めることはもちろんのこと、今年度から大規模改修工事や電子カルテの更

新、県立精神科の設立を控えるなど、さまざまな要素がありますので、気を緩めずにしつかり対応してまいりたいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 病院の業務に直接関係しないんですけども、ちょっと教えていただきたいことがあるんです。大分県が子育て支援の方法として認可保育所の保育料の支援を行っているんですよね。県立病院にも保育所があって、そこで働く人たちが子供さんを預けていると思うんですが、その中の施設が、例えば、県がやっている保育の支援は、第1子は全額だけど、3歳未満ですけど第2子は半額で、第3子は全額いただかないみたいなのがあるんです。3人も預けているような人はいないかもしれないけど、要するに大分県がやっているにこにこ保育支援事業が県立病院の院内保育所でも適用されているのかなというところを、もしわかれば教えていただきたいと思います。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 県立病院の院内保育園は認可外保育園でございますので、まずその制度には。ただ、病院を経営する中での一般会計負担金とか、そういう部分については一般会計からの交付金、そういうものはございますが、保育園を運営するそのものの制度にはのっておりません。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。これからも頑張ってください。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

衛藤委員長 これより、福祉保健部関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

第3号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分について及び第65号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会関係部分については、いずれも地震関連の補正予算ですので、一括して執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 それでは、第3号報告及び第65号議案のうち、福祉保健部関係について一括して説明させていただきます。

まず、第3号報告であります。資料の1ページをお開きください。

これは、5月16日の当委員会においても報告しましたとおり、熊本地震に伴い別府市、由布市などの被災した6市町及び熊本県南阿蘇村に提供した災害備蓄物資について、今後の災害への備えとして早急に補充するため、4月27日に2,900万円の専決処分を行ったものです。

次に、2ページをごらんください。第65号議案についてご説明申し上げます。

表の上の段、既決予算の欄の福祉保健部計940億2,504万円です。これには先ほど説明しました専決による備蓄物資の補充経費を含んでおります。

今回の当部に関する補正予算は、中ほどの段にあります6月補正予算、福祉保健部計として1億899万7千円でございます。

これをお認めいただきますと、予算総額は1番下の現計予算941億3,403万7千円となります。

続きまして、3ページをお開きください。6月補正予算案の概要について、ご説明を申し上げます。

事業番号1から3まではいずれも熊本地震により被災した社会福祉施設等の復旧のため、修繕等に要する経費を助成するものであります。

事業番号1、老人福祉施設整備事業費6,521万2千円については、特別養護老人ホームなど13カ所が、事業番号2、児童福祉施設整備事業費850万4千円については、保育所など7カ所が、事業番号3、障がい者福祉施設整備事業費3,528万1千円について、就労移行支援事業所など15カ所がそれぞれ助成対象施設となっております。

なお、いずれも入所者などがけがをすとか、住むところがなくなるなどの大きな混乱はありませんでした。

続きまして、4ページをごらんください。

これは、6月補正予算案に総務部が計上している熊本地震災害支援緊急対応事業費で、災害救助法や九州・山口9県災害時応援協定などに基づき、被災地支援を実施するものです。

このうち、福祉保健部に関する経費は、補正予算の概要にありますように、保健師の派遣経費820万6千円を初め、高齢者・障がい者など要配慮者に対する県内宿泊施設の提供経費453万6千円、医師・看護師等医療救護班の派遣経費610万7千円、災害派遣医療チーム、大分DMATの派遣経費222万6千円で、総額2,107万5千円となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案件について、質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、まず第3号報告について、採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については承認すべきものと決定いたしました。

次に、第65号議案について、先ほど審査しました生活環境部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について及び継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、あわせて執行部の説明を求めます。

二日市こども未来課長 子ども医療費助成制度に係る請願 8 及び 9 について、一括して説明申し上げます。

本県の子ども医療費助成制度は、ご承知のとおり、県、市町村とも厳しい財政状況にある中、所得制限は設けず、助成方式も現物給付とするなど、充実した制度内容となっています。

他方、国は医療費助成の現物給付化に伴う医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、現在国保の国庫負担を減額する措置を講じています。

請願 8 の国への要望につきましては、これまでも、国に対して子ども医療費助成制度の創設を全国知事会や全国衛生部長会等を通じて行ってきたところです。

また、請願 9 についてですが、本事業は、安定的で持続的な制度としての運営が求められており、その拡充に当たっては、財源の確保のみならず、実施市町村の意向や、無償化が及ぼす小児医療提供体制への影響等についても十分に留意する必要があると考えています。

子供医療の自己負担や国保の国庫負担のあり方などの検討を目的とした国の検討会は、3月に報告書を取りまとめましたが、そこでは具体的な方針が示されず、その後、社会保障審議会の医療保険部会へと議論の場を移して検討を始めたところです。

こうしたことから、県としては、引き続き国の動向を注視していきたいと考えています。
衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見があればお願いします。

守永委員 国の動向そのものは、現状としてどういう見込みかというのは状況はおわかりでしょうか。

二日市こども未来課長 社会保障審議会の医療保険部会が5月に開催されておりますが、その中では、意見としては子供の医療費負担は全国一律とすべきか、あるいはいっそのこと未就学児については自己負担をゼロなどとすることも考えてはどうかという意見も出されておりますが、厚労省の現時点での雰囲気としては、国保の減額措置の見直しの議論を中心にしたいという意向のようです。まだ方向性ははっきりしておりませんが、年内には結論を出したいということで、報道などでは聞いております。

井上副委員長 前の委員会するとき、国も検討しているから国の動向を見ようということで継続になったんですけど、状況としては、そのときとほとんど変わらないという受けとめでいいんでしょうか。

二日市こども未来課長 国の検討する場が変わったということで、状況としてはまだ検討中ということには変わらないという状況です。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これより両請願の取り扱いについて協議いたします。

まず、継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出については、いかがいたしましょうか。

〔「継続でいい」と言う者あり〕

衛藤委員長 継続審査という意見がありましたので、それでは継続についてお諮りします。
本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについては、いかがいたしましょうか。

〔「これも継続」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りいたします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これで請願の審査を終わります。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。

福祉保健部関係では、訪問した日田はぎの園とけいせんプラザを運営しております大分県社会福祉事業団について、執行部から説明をお願いしたいと思います。

草野福祉保健部長 説明は担当室長からさせますが、その前に皆様にお礼を申し上げたいと思います。

このたびは7日間にわたり、当部の地方機関並びに福祉関係施設をご訪問いただきました。その場では大変貴重なご意見をいただきましたし、多分疑問に思われた点もあろうかと思えます。また、今後県外調査もされるということでもありますので、福祉・保健・医療、さまざまな課題を抱えております。我々も現場を見ながら勉強しておりますが、ぜひ皆様と課題や問題意識を共有して、しっかりした県政運営をしていきたいと思っておりますので、ご指導をお願いいたします。

今から説明いたします社会福祉事業団ですが、この10年間、体制を強化しようと、また効率的な運営をしようと民営化を進めてまいりました。先般の理事会で、私も副理事長だったんですが、その職を引きました。うちの職員が評議員等で入っていましたが、全員退任をいたしまして、本来の意味での民営化というものがなし遂げられております。そういうことも含めて、きょうは皆様にご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大戸地域福祉推進室長 資料の5ページをお開きください。

今回の県内事務調査で訪問いただいた、日田はぎの園及びけいせんプラザを運営する社会福祉法人大分県社会福祉事業団について、ご説明いたします。

1の法人の概要にありますように、事業団は昭和42年に県立社会福祉施設の受託運営を行うため、民間法人として設立されました。

県が運営を委託した施設は2施設の概要にありますように、大分県溪泉寮、大分県のぞみ園など9施設でございます。

1の施設譲渡の経緯をごらんください。平成16年度に策定した大分県行財政改革プランの中で県が管理運営を委託している施設及び土地を段階的に譲渡し、経営基盤の強化と民営化を図るとされたことにより、16年度に大分県溪泉寮など4施設を、17年度に大

分県糸口第二厚生園など5施設を譲渡しました。

譲渡に当たっては、施設の改築経費等県が負担すべき費用総額28億円について、補助金の交付を17年度から11年間で分割して行い、譲渡から今年3月までに、大分県はぎの園など老朽化により改築時期を迎えた6施設の施設整備を完了したところです。

次に、3の事業内容でございます。現在、入所施設の運営のほか、県内各地においてグループホーム等による障がい者の地域生活支援や障害者就業・生活支援センターなどの就労支援、障がい児のための放課後デイサービスなど各地域のニーズに応じたさまざまな事業に取り組んでいます。

さらに、(2)新たな取り組みにありますように、昨年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことを受け、先日視察いただきました湊泉寮に併設するけいせんプラザにおいて、昨年12月から無料定額宿泊事業を開始し、生活困窮者の支援に取り組んでおります。

また、県では、大分県子どもの貧困対策推進計画に基づき、ひとり親家庭の子供の居場所づくりに取り組むこととしております。今年度、日田はぎの園が県内モデルの1つとして10月に開始する予定で、地域のボランティアや母子会、施設職員等が子供の学習支援や食事の提供を行うこととしています。

このように、大分県社会福祉事業団は、時代の要請に応え、地域のニーズに柔軟に対応する幅広い事業を展開していますので、県としてもしっかりと連携を図っていくこととしています。

衛藤委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明に、ご質問などはございませんか。

近藤委員 こうした施設は、国の手厚い支援なしには経営が成り立たないと思っております。それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、障がいの程度によって違いますけれども、大体どういう基準で措置費的なものが出ているのか。できたらそういうことを教えていただきたいし、普通の老人ホームとか介護施設にも相当な措置費が出ております。そうした中で、そうした職員に対する給与がいろいろ違うと思うんです。本当に出ているところもあるし、もうかっていても安く使っておるところがありますし、一体どれぐらい国が福祉施設に対して支援措置がなされておるのか、そしてまた県、市町村がどう出しているのか、そういう資料を出していただきたいと思っております。

と申しますのが、やはり景気を押し上げるためにはそこで働く職員たちへの給与をもうちょっとアップする必要があるんじゃないかなと思います。民間の施設は、いろいろな施設によって違いますのでね。だから、結構いいところもありますし、安いところもありますし、そういうところで提言させていただこうと思います。それぞれについてはどれだけのものが出ているかというのがわからないとなかなか言えませんので、そうした資料があれば本委員会に1度出していただきたいとお願いをするんですけど、どうですか。していただけますかね。

草野福祉保健部長 ちょっと資料も精査して委員のご要望に応えるような形で、出せるものは出したいと思っております。全部の施設を並べるといのはなかなか難しいと思っておりますが、出せる部分については出したいと思っておりますので、またご相談をさせていただきます。

近藤委員 ぜひともお願いします。いろんな施策に国・県が出しているものが、どういう程度なのか教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

廣瀬医療政策課長 大分県地域医療構想について、ご報告させていただきます。

地域医療構想につきましては、今月14日の医療審議会に諮問し、承認すべき旨の答申をいただいたところでございます。また、衛藤委員長には当日お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、お手元に大分県地域医療構想の冊子をお配りしていますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

医療審議会におきまして、委員から訪問看護サービスの充実や高齢者に対する移動支援等について前向きなご意見をいただきましたので、微修正の上、成案とさせていただきます。構想の内容につきましては、先般の常任委員会でご説明したときと大きな変更点はございません。

平成30年度には、診療報酬と介護報酬が同時改定となるなど、医療・介護の分野で動きが出てくることが予想されますので、今後は、国の動きを注視しながら、地域医療構想の策定を契機としまして、各圏域に設けております地域医療構想調整会議の活用などを通じて、地域の実情に応じた対策を検討してまいりたいと考えております。

衛藤委員長 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

平岩委員 この際ほかにというところで、2点あるんですけど、1点は私が12月に一般質問したんですけど、高齢者の貧困問題、下流老人という言葉が随分前からやり出して大変な状況だということ、そのときにご答弁いただいたのは、生活困窮者自立支援法の中で全ての市町村で相談窓口を設けて支援員が対象者に就労や家計の分析、改善、きめ細かな支援をしていきますということだったんですね。その高齢者の問題を考えていたら、今はもっと進んで、高齢者のところに子供が帰ってきてその子供さんたちが中年になっていて、そして親子共倒れという状況が今とても多く出ていると。親御さんの介護のために子供さんが仕事をやめて帰ってくる、リストラされて帰ってくる。そして、帰ってきたけれど、また引きこもりになってということで、親1人だったら何とか生きていたのが、逆に子供が帰ってきて家計的には大変な状況になって、これからこういう家族がふえていくのではないかなというのをとても日本中で心配していることだと思うんですけども、その辺について、もしお考えがあれば聞かせていただきたい。大変大きなテーマで済みません。

それと、もう1点、今保育支援ということで、企業内保育に支援をしていこうというのが今度の意見書の中にも出ているんですけども、企業内保育というところで、病院が持っている保育所がありますよね。そういうところに支援をするのに、大分県がやっている3歳未満のここに保育支援事業が該当するのかどうかというところを教えてくださいと思うんです。今、ここに保育支援事業を6市ぐらいしかやられていなくて、市も持ち出しがあるのでなかなかすぐに踏み込めないというところもあるかもしれない。ずっと

何年間もその問題点があるんですけども、ここに来て政府の方針としては、待機児童の解消のためには企業内保育もしっかりやっというところみたいですので、これからそういう企業内保育がふえていくときに、その企業内の保育が認可外になってしまうのかもしれないけれど、そこににこにこ保育支援事業の該当になっていくのか、今なっているところが実際にあるのか、そこら辺でもしわかれば、急で申しわけないんですけど教えていただきたいと思っています。

大戸地域福祉推進室長 生活困窮の高齢者を初め、子供さんも含めた生活の困り事への支援についてということでございます。生活困窮者自立支援制度そのものは、まず生活保護に至る前の段階の自立支援を図るための取り組みということでございます。ただし、その対象者については、経済的な困窮ばかりではなくて、引きこもりであるとか、さまざまな家庭の困り事も対象として相談に乗っというところとしております。その上で、関係機関と連携してしっかりと困っている家庭に寄り添って伴走しながら支援を続けようという制度でございます。昨年度1年間の相談件数ですが、県内で約2,500件の相談を受けているところでございます。相談の内容なんですけれども、これは今集計中で、今年の8月までになるんですけども、4月から8月までに受けた相談2千件のうち、子育てや介護の相談が54件、ひきこもりや不登校の相談が59件、それから、DVなどの相談が15件となっており、その他の相談については経済的な貧困であるとか、仕事、就職の関係であるとか、そういった相談となっております。

単独の生活困窮の相談機関だけで解決できる問題とは限らないため、ハローワークであるとか児童相談所、あるいは市町村等と連携しながら取り組んでいるところでございます。また、相談者の把握という、生活困窮者の把握という大事な課題があります。これについても、この制度における相談は相談窓口で待っているのではなく、民生委員さんとか自治委員さんとか、地域の人に情報をもらってアウトリーチの相談を進めていこうということで取り組んでいるところでございます。

二日市こども未来課長 にこにこ保育支援事業の認可外の保育所についてのご質問にお答えいたします。にこにこ保育支援事業は認可外も県としては対象としております。市町村が県と同調してその制度を取り入れるかというところで違いが出てくるんですけども、認可外の第3子以降については、中津市、臼杵市、竹田市、国東市が認可並みに制度を導入しておりますし、認可外の第2子については臼杵市、竹田市、国東市で県の事業と同調して取り扱いをしていただいています。ほかの市町村については働きかけはしていますが、まだ実施に至っていないという状況です。

平岩委員 生活困窮者の件、ありがとうございました。アウトリーチをしっかりしていかなきゃということなんですけど、民生委員さんが何うところは比較的ひとり暮らしの高齢者のところなんです。子供が帰ってきて子供と一緒にいると、もう大丈夫ってそこも対象から外れていくけど、本当は子供と一緒にいて、子供が仕事なくて、そしてそこがやっぱりこれから課題かなと思います。この前北海道で、息子さんが先に亡くなっていて、その後ご高齢のお母さんが餓死して発見されたのを見ると、もう社会のベースが変わらない限りは解決できない問題もいっぱいあるんですけど、実際に親と一緒に住んでいて安心と思ったら決してそうではないというのがこれから出てこなければいいなど、とても心配していますので、また連携していきたいと思っています。

また、にこにこ保育支援事業についてですが、具体的に豊後大野市は加入していないのかということと、企業内保育も該当していると捉えていいんですかね。

二日市子ども未来課長 企業内保育も該当します。

それから、豊後大野市につきましては、今認可外についてのにこにこ保育支援事業は県と一緒にしていただいていないという状況です。

平岩委員 ごめんなさい、私が直接相談に乗ったのが豊後大野市の病院だったので、やっぱり物すごく不満を持ちながらほげないな、ほげないなと担当者はおっしゃっていたんですけど、やっぱりそういうことが背景にあるんだというのがわかりました。

県は推進していく立場にあると思いますので、ぜひまたしっかりアピールしていただきたいし、森委員もよろしくお願いします。また後で情報を共有します。ありがとうございます。

森委員 この委員会で報告があったかどうかはちょっと定かでなかったのですが、健康寿命日本一に向けた取り組みの中で、全体の推進会議が当初計画していた時期より下がった時期に行われたということで、その会議の内容等について、また今後の取り組みについてまず教えてください。

藤内健康づくり支援課長 本来、健康寿命日本一おおい創造会議、4月18日に予定しておりましたが、熊本地震の影響で6月13日に延期になり、先日無事に開催されました。商工会議所を初めとする県内各分野の主だった38団体が出席をいたしまして、健康寿命延伸のために、これまでの保健・医療関係団体だけでなく、特に企業であったり経済団体も一緒になって、この健康寿命の延伸を進めるという機運の醸成ができたと思います。

その会議の中で、健康寿命日本一応援企業というのを募集させていただきました。これは健康寿命を延ばすためにそれぞれの企業が持っている強み、特に健康関連のそういう活動をやっている。それを企業活動としてやっているようなところもございます。フィットネスクラブであったり、あるいはそういう健康にプラスになるような、そういう商品とかサービスをつくっているところもございますので、そうした企業に、大分県の健康寿命日本一の実現に向けて応援しますよということで、当日13日の会議にも10を超える企業が参加をいただき、今続々と申請をいただいているところです。

このように、企業を初めとする、今まで健康づくりに少し縁がなかったような団体もこうした創造会議の開催を契機に一緒に健康寿命を延伸しましょうという形で、県民総ぐるみの活動へと広がっていく機運というのがだんだん出てきているのかなと思います。

9月1日に第2回の創造会議を予定しております。10月が健康寿命延伸月間ですので、10月の月間に向けて9月1日の会議では、それぞれこの創造会議に参加する38団体が、ことし10月、うちの団体はこういう取り組みもしますよといったようなご報告をいただき、それがまた活動がつながって、さらに広がっていくことを期待しております。

森委員 県議会も、政策検討会議であるおおい元気創造検討会議において、本年度健康づくり日本一に向けた条例制定をしようということで、今動き始めております。今話のあった創造会議の情報、また福祉保健生活環境委員会、またおおい元気創造検討会議、それぞれ情報共有が必要だと思いますので、今後もいろいろとご指導をよろしく願います。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わり

ます。

執行部はお疲れさまでした。早く終わって済みません。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 それでは、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がありませんので、所定の手続をとることにいたします。

最後に、前回の委員会で日程を決定いただいた県外所管事務調査について、お手元に日程表を配付しております。

概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

衛藤委員長 ただいまの説明の中で、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それではこの案で決定いたします。

今後の変更については、私が判断させていただきますのでご一任願います。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。